

No.

97

北本市議会だより



【初夏の鎌倉街道】 左上：石戸宿4丁目「芭蕉の句碑」から北を望む、
右上：石戸宿6丁目天神社付近から桜堤方面を望む、
下：石戸城跡東側及び南側の街道

主な内容

- 6月定例会……………P.2
- 委員会の動き……………P.4
- 提出案件の結果等……………P.7
- 一般質問……………P.8
- 議会基本条例の動き……………P.16

平成28年

第3回 北本市議会定例会は
8月29日(月) 開会の
予定です。

平成28年(2016)8月1日発行
編集 議会広報委員会

発行 北本市議会 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111 FAX 048-591-6335

URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/shigikai/>

「議案第65号」第五次北本市総合振興 計画基本構想について及び 「議案第8号」第五次北本市総合振興 計画前期基本計画についてを否決

6月7日から6月23日までの17日間の会期で開かれた定例会では、市長提出議案10件、議員提出議案1件を慎重に審議しました。特に、継続審査となっていた「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について及び「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画については、本会議において否決となりました。

第五次北本市総合振興計画審査

特別委員会は、5月19日をもって、継続審査となっていた「議案第65号」及び「議案第8号」については審査を終結しましたので、審査概要を掲載します。

議案第65号 第五次北本市総合振興計画基本構想について

議案第8号 第五次北本市総合振興計画前期基本計画について

第10回では、計画策定の前提条件として、背景、課題、目標が整理されていないことが指摘事項と

して挙げられました。

第11回では、委員会において議論された事項について、意見のとりまとめを行いました。

「計画策定の前提として、物事には原因があって結果が出るもの、北本が今、どのような状態にあるかという土台がなければ、目標がどのように本市にとってプラスとなるのか分からない」「第四次プランアルファとなるものを作らなければならぬ。北本市としての方向を示していくことが大切」などの意見が出され、第四次に示されている「序論」部分について基

本構想に盛り込むべきであるという意見集約を行いました。

また、基本構想の各項目について、各委員からの意見・提案を順次意見集約をし、委員会の意見統一を行いました。

第12回では、各委員から提案された事項を「意見集約(案)」として、意見のとりまとめを行いました。

基本構想については、北本市の現況・課題、将来へ向けた展望など、第五次総合振興計画の前提条件を記載するべきであるとの意見がありました。

基本理念については、「今後の人口減少社会を踏まえ、市民と行政が協働していく考え方を明確にしていくべきである」「理念は示すべきだが市民が主役のまちづくりは適当でない」「基本理念には広い意味での協働や本来のあるべき姿を理念の中に盛り込むべき」などの意見がありました。

第13回では、市長の出席を要請し、質疑を行いましたので、主なものを紹介します。

委員：本市が克服しなければならぬ重要な課題は何か、第五次北

本市総合振興計画における本市のまちづくりの目標は何か、目標を達成するために基本計画の中に示される、特に重要な戦略的事業は何か。

市長：人口減少問題が一番の問題であると思っています。なるべく人口が減らないために、子育て支援策に力を入れていく。交通の利便性を活かして、地域経済の活性化を急がなければならない。財政状況が厳しい中で、いかにその目標に向かって最少の経費で最大の効果を出せるような施策をとっていくかということです。

委員：本市の現状把握が示されなのまま基本構想や基本計画を示されても、わかりにくい。現状を把握したうえでの特筆した目標、特色づけた計画については考えなかつたのか。

市長：本市はこれまでも緑にかこまれた健康な文化都市を将来目標に掲げており、これが変わることはありませんし、今回もそれに向かっていきます。総合政策の幹の部分には総合計画です。その10年間のあいだには、経済状況がいろいろな形で変わってきます。幹の部分をはっきりとしておいて、その枝葉の部分については、経済状況、

国や県の施策等を見据え、ある程度の柔軟性を持ちながら進めていかなければなりません。

委員：市長が考える大きな柱とは何なのか

市長：大きな柱としては、人口問題、子育て支援そして地域経済の活性化があります。このため、本市の掲げる緑にかこまれた健康な文化都市を目指し、古くから伝わる伝統、文化そして祭りや緑、人など地域資源を磨き上げ地域の宝を再発見して北本市の発展につなげていくのが大きな目標となります。

質疑終了後、将来都市像、将来人口、土地利用構想について、意見集約を行いました。

将来都市像については、「第四次までの緑にかこまれた健康な文化都市を継承するが、将来都市像が包含している概念をきちんと記述すべき」、「緑にかこまれた健康をはぐくむ文化都市にする」などの意見がありました。

将来人口については、「想定人口ではなく目標人口とするべき」、「目標値は計画の成果を求め高く設定すべき」などの意見がありま

した。

土地利用構想については、人口減少対策を最大の目的とすべきであり、「空き家、空き地対策が直近の現実的対策」、「※CCRC」という新しい高齢者のまちづくりの取組がされている」、「人口誘致策として市民税等の減免も有効な手段」などの意見がありました。

第14回では、これまで各委員から提案された意見を取りまとめ、「全体的に、現状認識、基本構想、施策の大綱そして基本計画、実施計画までの整合性が保たれていない」、「10年後の目標人口を踏まえ、5年後の目標人口も設定するべき」などの意見を加え論点整理を行いました。

また、「議案第65号」及び「議案第8号」について、議長から執行部に議案の撤回を考慮するよう、申し入れることにしました。

第15回では、「議案第65号」及び「議案第8号」については、議案の撤回はしないという回答があったことが報告されました。

「市長は、第五次総合振興計画に掲げる施策の着実な推進を目指し、平成28年度予算を編成した。

予算案は3月定例会で可決したが、第五次総合振興計画が審査中というのは不可解だった。今回、特別委員会が審査を終結したとしても、議案に対して委員会が集約した意見、委員会の方針は市長に訴えていくべきではないか」との意見がありました。

委員会のまとめ

当委員会は、委員会審査15回、協議会14回の議案審査及び調査、委員間討議、研修等多角的な視点で議論を積み重ねてきました。委員会の活動を総括し、まとめを述べます。

1 審査にあたって特別委員会の基本的な姿勢

総合振興計画は、第四次までは地方自治法に規定され、策定の義務化がありました。平成23年地方自治法が改正され、市町村における策定の義務化がなくなりまし。しかしながら本市においては、平成21年に制定した「北本市自治基本条例」で総合計画の策定を規定し、また「市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければ

ならない」としました。

さて、地方自治法改正の目的は、人口減少、少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容等の社会情勢の変化に対し、それまでの義務化されて画一的になった総合計画の策定を廃し、各市町村がそれぞれの域内の状況に即した、実効性のある長期計画の作成を促すのが目的であると認識しています。委員会では、本市においても法令等に規定しているから策定するということだけでなく、自発的・主体的に策定の意義や目標を明らかにし、北本市を次の世代につなぐ重要なまちづくりの指針とすべきものと確認し合いました。

本市は、数年前より人口減少が顕在化し、高齢化率の増加も著しく、今のままでは将来の財政等、市政運営に深刻な影響が出るのが予測されます。一方当市をめぐる状況は、長年の懸案であった圏央道が開通し、これまでの中山道・JR高崎線による南北の主要幹線に東西の導線が交わる新しい交通網が整備さ

れ、地域との経済・産業や文化交流の可能性が飛躍的に広がりました。まさに成長のエンジンとなりうる環境の変化であります。

本委員会は、人口減少や少子高齢化という市の将来に向けた課題を厳粛に受け止めるとともに、災害に強い地形・地質の利点と新たな広域交通網の整備を成長のチャンスととらえ、第五次北本市総合振興計画は、北本市の現状と将来的な社会状況に鑑み、人口減少と高齢化社会に立ち向かう実効あるまちづくり計画でなければならぬとの認識の下、提案された基本構想と基本計画を審査するにしました。

このようなことから、審査に当たり議案質疑や委員間討議に加え、先進地視察や市の歴史研修会、そして傍聴された市民からの提案、意見交換は直接民主主義的手法で、より審査を深め熟議につながりました。これからの議会審議に臨むモデルケースになったと捉えています。

よって、「委員会の意見集約」は、委員各位による熟議が結実したものであり、今後の総合計画など各種計画に活用されることを求めます。

2 委員会の意見集約

(1) 基本構想案は、原案で抜け落ちていた本市の現状と課題、将来遭遇する諸問題に対する展望と、それに対応する向こう10年間のまちづくりの課題と目標について、より具体的に説明する必要がある。

(2) 特に本市が直面している課題については、①急激でかつ長期的に続く人口減少、②2025年の少子化と超高齢化の進展、③地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保、④財源確保(収入の増加)、⑤格差、貧困、孤立、分断社会の出現(共生のコミュニティへ再生)、⑥圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化、⑦持続可能性都市へつなぐ環境の維持、ととらえている。

(3) 基本理念については、市民との協働など今日的な状況を見て見直す。

(4) 将来都市像については、「緑にかこまれた健康な文化都市」を継承するなら、第四次のときと同じように解説を入れる。

(5) 想定人口は、目標人口と表現を改めること。及び10年後の目標人口と、前期基本計画の期間を

終了する5年後の目標人口を明らかにすること。なお多くの特別委員より10年後の目標人口は、より有効な施策を考案し、63,000人よりもさらに意欲的な人口とすべきとの意見があったことを付記する。

(6) 土地利用構想は、人口減少対策を主要な目的とすべきである。

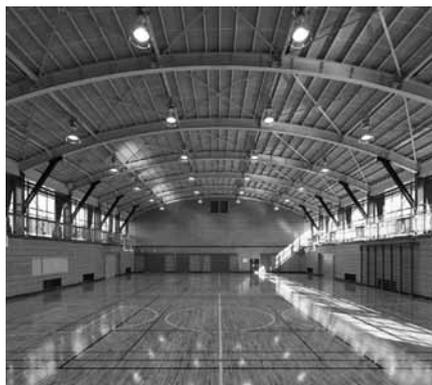
(7) 基本計画案については、当委員会で指摘した事項も参考に、まちづくりの目標と実施する施策との関係を示し、施策の実施目標を明示する。

(8) 提案された基本計画案の殆どは、すでに実施中の施策の中から今後強化して実施するものであるが、当委員会の討議では、「市の将来状況から、従来にない新しい事業を考慮する必要がある」との意見が多くあり、別添の「委員会の意見集約」のような、リーディングプロジェクトなど多種多様な提案がされた。

(9) 見直し等の場合は、議会にも報告説明し、進捗状況を明らかにすること。また、庁内の担当職員だけでなく、多くの職員が参加し、活発な議論を通して実効性のある計画にする。

総務文教 常任委員会

議案第48号 北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について



東小学校体育館

Q1: 使用する対象となる団体と夜間使用のための防犯や安全確保を行ったか

A1: 使用できる団体は、学校開放連絡協議会加盟団体となります。警備機器等の操作方法については、平成28年2月に当該協議会に登録している団体が利用することになりますので既に説明してあります。使用するには団体には責任を持って、警備の鍵を取り扱っていたことには整っています。照明設備については整っていますが、通路など

委員会の動き

の安全管理については、学校開放連絡協議会で徹底していただきたいと考えています。

Q2：使用料1回千円の積算根拠と学校開放連絡協議会の収支バランスについて

A2：日中は電気を使用しませんので無料ですが、夜間開放ですらで、電気料金相当分として使用料が発生します。加えて、施設のハロゲン灯や水銀灯などの減価償却等も勘案しました。また、昨年度の学校開放連絡協議会の収支実績は、収入30万円に対して、支出が25万6千円となっています。

Q3：屋内運動場の夜間開放については要望等があったか、また今後の利用見込みはどうなっているか

A3：平成27年2月に学校開放連絡協議会で、小学校の屋内体育施設の夜間開放についての要望を確認したところ、4団体から要望がありました。同年10月には、正式に当該協議会から要望書が提出されています。27年の利用登録の内、屋内運動場の利用団体が、29団体、延べ819人が利用しており、現在、ミニバスケットを行う団体が

増加していますので、今後利用団体は増えていくと見込んでいます。

なお、屋内運動場の管理は教育委員会ですが、実際の運営はスポーツ健康課になります。管理する部署と運営する部署との連携を密にするとともに、学校開放連絡協議会に対しても、市民サービスと競技人口の拡大の視点から、しっかりと教育委員会としてサポートしてまいります。

議案第49号 北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

Q：平成27年の統一地方選挙での公費負担の実績と増額となった理由について

A：公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車とポスターの作成、ビラの作成となります。この内、選挙運動用自動車はさらに一般運送契約（ハイヤー方式）と自動車借入契約（レンタル方式）、レンタル方式に付随する燃料供給の契約、運転手の雇用契約に分かれますが、本市では、一般運送契約（ハイヤー方式）はありませんでした。それぞれの公費負担対象

となる経費の執行率としては、自動車借入契約（レンタル方式）85・41%、燃料供給の契約22・08%、運転手の雇用契約99・07%、ポスターの作成94・68%、ビラの作成97・34%が公費負担の実績です。なお、ビラの作成は市長選挙のみが対象となります。

平成27年の市議会議員一般選挙及び北本市長選挙の選挙経費全体の経費としては、4,035万8,303円であり、この内公費負担額は1,481万5,607円で割合としては36・70%でした。今回の条例改正によって、額として全体で約60万円、率としては3・60%程度の増額となる見込みです。

また、増額の理由は、消費税増額分と物価上昇分へ対応するためです。



健康福祉

常任委員会

議案第47号 北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正について

Q：現在の放課後児童支援員の配置状況と放課後児童支援員の要件の一部となっている都道府県知事が行う研修の修了状況について

A：今回の改正は、学校教育法の一部改正により、義務教育学校が創設されたことに伴い、その教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の要件に追加するものです。現在の支援員の配置状況については、本条例及び県のガイドラインの基準を満たしており、今回の一部改正による配置状況への影響はありません。また、県知事が行う研修については、現在のある経過措置となっている平成31年度までの間に修了する予定です。



南学童保育室

議案第53号 平成28年度北本市一般会計補正予算（第1号）

Q1：今回の補正予算の概要について

A1：当初予算の範囲内で導入を予定していた県の健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金を活用した「めざせ！毎日一万歩運動」の活動量計データ管理システムについて、参加者の継続の動機付けとしてポイント制を追加すること、県が実施する健康マイレージ事業との連携が容易なシステムにすることにより、主に委託料を増額するものです。



平成27年度運動実技講習

Q2：県が来年度から健康マイレージシステムを導入するのに対し、本市が今年度からシステムを

導入する場合のシステム間の整合性について

A2：本市では、パッケージ型のシステムを導入する予定で、新たにシステム開発を委託するものではありません。県のシステムの動向を見ながら、本市が県の健康マイレージ事業に移行する際の費用負担が大きくなるように対応したいと考えています。

建設経済 常任委員会

議案第52号 市道の路線の認定について

Q1：県道東松山桶川線との接続を直角とした理由について

A1：見通しの良さによる歩行者と車両相互の視認性への配慮により、安全性を確保するために交差点の交差角度は原則直角が望ましいためこのような線形となりました。

Q2：上尾バイパス開通により当該道路と接続している市道5198号線が将来、分断されることについてどう考えているか

A2：散策や神社への参拝により利用者が多いこの路線が上尾バイパス開通により分断された場合においても、利用者に支障を来さないように、上尾バイパスの設計段階から関係機関と協議してまいりたいと考えております。

Q3：県道東松山桶川線からの進入部分に保育園があるが、安全性の配慮について

A3：当該部分に関しては道路幅員を1メートル広くし、歩行者ゾーンを設定しました。併せてポストコーンを設置し、歩行者と車両を分離して、安全性の向上に配慮しました。また、車両への注意喚起を効果的に促すために路面表



今回認定された市道5237号線
(高尾保育園入口付近)

示の設置を含め、安全対策について関係機関と引続き協議をしていきます。

議会基本条例制定特別委員会

16ページの議会基本条例の動きを御参照ください。

第11回議会報告会を開催しました

去る7月16日（土）に総合福祉センター及び17日（日）に中丸公民館において、第11回議会報告会を開催し、多くの市民の皆さんのご参加をいただきました。



※会派別議席番号順、敬称略

議案名	議決結果	平成会					みらい				緑風会			公明党			日本共産党		(仮称)北本会		
		松島修一	滝瀬光一	黒澤健一	加藤勝明	横山功	渡邊良太	北原正勝	高橋伸治	大嶋達巳	三宮幸雄	今関公美	日高英城	工藤日出夫	金子眞理子	保角美代	岸昭二	島野和夫	湯沢美恵	中村洋子	諏訪善一良
第五次北本市総合振興計画基本構想について	否決	退	×	×	退	退	×	×	×	×	退	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第五次北本市総合振興計画前期基本計画について	否決	退	×	×	退	退	×	×	×	×	退	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
専決処分の承認を求めることについて(北本市税条例等の一部改正について)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分の承認を求めることについて(北本市都市計画税条例の一部改正について)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分の承認を求めることについて(北本市国民健康保険税条例の一部改正について)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市道の路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度北本市一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案 奨学金制度の改善を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

傍聴のご案内

議会では、皆さんの生活に密着した重要な問題を審議しています。
身近な市政を知るためにも、議会を傍聴してみませんか。

※議長は表決に参加しないため、表決結果は空欄になっています。

※表の見方 ○：賛成 ×：反対 欠：欠席
-：棄権 退：退席

議会用語の解説

【議決の種類】

議決とは、表決の結果得られた議会の意思決定のことです。議決には、事件によって色々な呼び方があります。「可決」や「否決」は、予算や条例、意見書、決議などに使われます。「承認」は、専決処分など事前又は事後に必要とされる議会の同意のことです。「同意」は、ある行為に対する議会の賛成の意思表示で、人事に関する議案が主なものとなります。この他に、決算の「認定」、請願に対して賛否を決定する「採択」などがあります。

決議も議会の意思決定ですが、決議は法令の規定に基づかない事実上の議会の意思決定になります。例えば、要望の附帯決議などです。

○人権擁護委員候補者

今定例会において同意されました方を紹介します。

【紹介】

氏名 篠田恭明氏
住所 北本市山中1丁目125番地

氏名 大塚美津子氏
住所 北本市大字下石戸上1958番地23



大嶋達巳議員
(みらい)

北本さんた亭について

Q・・昨年度の売上状況は。

A・・(市民経済部) 売上高は2,381万8,300円、年間客数は3万2,431人、一日当たりの客数は106人、一人当たりの単価は735円です。

Q・・北本さんた亭は六次産業の成功例だと思う。そこで得た利益を財源とし、さらなる六次産業の推進に投資すべきでは。

A・・(市長) 施設利用者と協議を進めながら、六次産業化に向けては、市としても取組んでいきたいと思っております。

Q・・北本トマトカレー拡販のため、メニューに取り入れるべきでは。

A・・(市民経済部) 地産地消の推進や北本市の特産品の宣伝に有効ですので、施設利用者と相談して、検討したいと考えています。

副市長と理事について

Q・・理事は副市長の代役なのか。

A・・(市長) 理事は、市長の命を受

け、特に指定された事務を処理するという立場であり、副市長が選任されるまでの間、暫定的に副市長に近い役割を担っていただきます。

Q・・副市長不在は、地方自治法および北本市副市長の定数を定める条例に反していないか。法令遵守をどう考えているのか。

A・・(市長) 法の趣旨を踏まえ、今議会中に副市長の選任に関する議案を提案できるように、現在準備を進めているところです。

みどりの広場について

Q・・告示板がみどりの広場に移動した理由は。

A・・(総務部) 飛び出しの危険性や歩行者の安全を考慮し移設しました。

Q・・移設にかかった費用は。

A・・(総務部) 移設工事には76万6,800円ほどかかりました。

Q・・初めから今の場所に設置をしていれば、移設費用は不要だったのではないか。

A・・(総務部) このような移設工事が必要となりましたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。深くおわび申し上げます。



高橋伸治議員
(みらい)

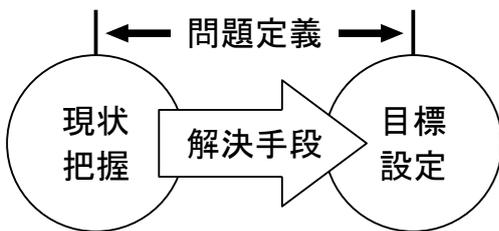
問題解決について

Q・・民間でも行政でも、問題解決という考え方が重要である。北本市では、どのように位置付けているか。

A・・特に全庁的で統一的な指示書等は作成していません。しかし、各行政事務の現状把握や、内部評価見直し、あるべき姿、目標とのギャップの確認については、現実的かつ実用的な行政手法として、毎年度各部署において事務事業評価を実施しているところである。

(要望) 問題

解決の手順については、北本市に即した標準化と職員的能力向上が必要と考えます。検討して、実施してください。



障がい者の窓口対応について

Q・・視覚障がいや聴覚障がいの方々が増えている。市役所などの窓口での改善が必要と考えるが、どうか。

A・・本市における障がいを理由とする差別的解消の推進に関する対応要領を整備して、今後は障害者差別解消法の適正な実施に向けて、研修等も検討しています。

(要望) ICTの進歩により、文字を音声にしたり、音声を文字にすることが可能になっています。活用を検討してください。

人口問題について

Q・・北本市への転入について分析すると、群馬・新潟・長野、つまり高崎線上の出身者が多いのではないか。直接の転入だけでなく、一度東京に住んでから北本に転入してくる、Jターンの方が多くではないか。人口増にはこのJターンに注目すべきではないか。

A・・交通機関がつながっているようなエリアから東京圏へ移住した方が後に本市に定住することを指しているのではないかと考えます。(要望) このJターン誘導の具体的な施策を検討実行してください。



湯沢美恵議員
(日本共産党)

北本駅の一部時間帯の
無人化について

Q・・高崎線では始発から一部時間帯が無人化されました。駅員のいない時は事故対応などの問題が生じます。市民へのサービスと安全を確保するように申し入れたのでしょうか。また、車いすの方は前日までの申し込みが必要ですが、障がい者団体への周知はされているのでしょうか。

A・・北本駅長との懇談会を開催しました。早朝時間帯のインターフォン対応の状況を確認して、市民の利用に支障が生じることのないよう対応をお願いし、情報の共有を要請しました。
車いすの利用時の介助については、北本駅として周知しており、市としては行っていませんが、JRのサービスの提供方法に変更があるような場合は、内容を確認し周知について検討します。

高崎線踏切の改善について

Q・・南団地から中山道に抜ける石戸下踏切は、幅員が狭く自動車が交互通行しなければなりません。さらに歩行者は車の通過を待つ状況になっています。安全確保のための改修をしていただきたい。

A・・JR東日本高崎支社の設備部保線課保線企画グループの踏切対策室の副室長と拡幅について協議しました。JRは基本的に踏切の立体化を図り、平面交差の踏切は減らしたいという考えです。併せて、付近の踏切が立体化された場合は踏切の集約化を検討するとされていますが、当該踏切は地域の実情や意見を踏まえて現状の状況になっていきます。しかし、歩行者の安全確保の観点から、もう一度協議をしたいと思えます。

石戸下踏切は、踏切前後が5メートルの市道になっており、踏切部分は2.6メートルです。残り2.4メートルあります。その部分が拡幅できないかということと働きかけます。

その他の質問

- ・防災計画の受援体制・障がい者高齢者対応・防災無線
- ・放射線の測定について



保角美代議員
(公明党)

防災について

Q・・北本市地域防災計画改訂のスケジュールについて。

A・・7月に改訂項目等の検討後、8月から12月にかけて計画プランを作成し3月中旬に完成する予定です。また、あわせて、新たな防災ハザードマップの作成も計画しています。

Q・・地震の想定の見直しについて。

A・・現行ではマグニチュード7.5、最大震度6弱を想定した計画です。今回の見直しでは平成26年度3月に報告された首都圏直下地震や深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定した関東平野北西縁断層帯地震としてマグニチュード8・1、最大震度7を想定した計画を予定しております。前回に比べ被害が増す想定となっております。市内の避難者数では約6,300人増の1万4,493人を見込んでいます。

Q・・職員の訓練について。

A・・被害想定も大幅な見直しがある

りますので、職員の配置体制・訓練についても、計画の見直しの中で、考えていきたいと思えます。

Q・・家庭での取組み推進について。

A・・ホームページに大地震に対する備えのお知らせをしています。今後イラスト等を用いるなど、市民にわかりやすい活用できるページになるよう研究し、家庭での取組みの推進に努めます。

また、ハザードマップの中にも、家庭での備蓄の備えに関する項目等を設けたいと考えています。

いじめに対する
取り組みについて

Q・・いじめのメール相談について。
A・・相談者の心理的負担を軽減する方法で、大変有効と思えます。現在、埼玉県の教育委員会が行っているいじめメール相談フォームが、市教育委員会との連携をはかることができるようになっていきます。

鴻巣フラワー号バス
停留所の増設について

Q・・鴻巣フラワー号バス停留所の増設について。

A・・要望を、鴻巣市に伝えていきます。



中村洋子議員
(日本共産党)

保護者が安心して預けられる 保育所をもとめて

Q・・昨年の保育所再編問題を受けて、民間保育園への支援はどのように進めるのか。

A・・保育士の処遇改善として、市単独財源で、職員一人当たり月額二千円の補助をしています。また、国の制度改正により、3%以上の賃金改善ができる仕組みがとられました。さらに、今年度から乳児延長保育事業費補助として、0歳児延長保育の安全な実施のため、新たな保育士を確保できるよう支援をします。また、民間の保育園に対して補助金説明会を実施し、0歳児延長保育の拡大について、取り組んでいただけるよう依頼をしました。

障がい者通所施設に相談 窓口を設ける事をもとめて

Q・・障がい者通所施設への相談窓口の設置は進められているのか。

A・・NPO法人北本市手をつなぐ育成会が相談事業所「ぽぽろ」

と、NPO法人すきつぷが運営する障がい児相談支援室「スマイルすきつぷ」、北本市の児童発達支援センターの3事業所が、昨年度から、指定特定相談支援事業所の指定を受けて実施しており、市内の障がい者の方が、サービスを受けやすくなり、障がい福祉サービス事業所での計画相談等、積極的に取り組んでいただく方向で検討しています。

森と親しむ心を 育てるための施策について

Q・・北本の緑を残すために、行政の支援はどうか。

A・・市では、豊かな緑地を将来にわたり守っていくため、様々な制度を活用し、緑地等を保全することとしています。市民緑地制度は民有地である緑地を土地所有者のご好意で地域の人々に公開し、利用していただいている制度です。なるべく土地所有者の理解を得ながら緑の保全を図ります。

Q・・プレーパーク設置について。

A・・プレーパークは子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶものです。北本の緑地等で設置が可能かどうかのような運営母体の方がやっていただけるのか、先進事例を参考に今後検討していきます。



今関公美議員
(緑風会)

振り込め詐欺被害防止について

Q・・埼玉県内での被害額は、北本市がワースト一位(去年の被害額、四千五百万円)になっている。被害に合わないようするための取り組みは、行っているか。

A・・「迷惑電話チェッカー」のモニター募集や防犯講話実施、防災無線で注意喚起、警察と共に詐欺防止キャンペーン等、今後も警察と連携をはかり、様々な取り組みを実施していきます。

Q・・他市では詐欺被害対策電話機購入補助金制度等行っているが、北本市は考えているか。

A・・現在のところ予定はありません。(要望) たった一本の電話で、生活が一変してしまわないように、詐欺を許さないという強い姿勢で、警察と共に取り組みをしてほしい。

福祉避難所について

Q・・小学校のランチルームを畳敷きにして、普段は食育として正しい姿勢で座り食事をする。災害時は障がい者、高齢者等が、すぐ横になれる福祉避難所として利用するのはどうか。

A・・畳敷きを常備することは難しく、現在ある利用可能なスペースを活用します。

Q・・せめて災害備蓄品として、厚手のヨガマットの様な物を準備してほしい。

A・・マットについては備えておけば有効であると考えます。

アレルギー対応備蓄品について

Q・・特殊なミルクや離乳食を北里や小児科、薬局と連携し災害時はすぐに取り寄せできる連携体制を組む必要がある。また、運搬体制も必要なので、トラック協会や郵便局等とも連携しスムーズに入手できる体制づくりについて。

A・・現在アレルギー用備蓄はありませんが、関係機関と協議し、乳幼児に限らずアレルギー対応食備蓄品や入手ルート確保が必要か調査研究します。

その他の質問

- ・うるおいのある市役所にするために
- ・庁舎内の点字ブロックについて
- ・警備室入り口スロープ屋根の設置
- ・災害時の小学校待機児童と職員用備蓄について

・災害時における井戸水使用協定



島野和夫議員
(公明党)

災害廃棄物処理計画の策定の推進について

Q..熊本地震や先の東日本大震災、広島、東北豪雨等、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しています。北本市において早急に災害廃棄物処理計画の策定の推進をすべきではないか。

A..平成27年7月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、災害廃棄物処理計画を、都道府県が定めなければならないと明記されました。今年度、策定予定の埼玉県、鴻巣、行田市や吉見町と調整しながら、策定を進めたいと考えています。

プレミアム付き商品券について

Q..北本市の成果と今後の予定について。

A..事業の成果は、使用可能店舗は市内に限定しており、換金総額3億1,156万3,500円が確実に市内で消費されました。事業の効果

は、加盟店が、昨年度135店舗から297店舗に増え、商品券の利便性が大きく向上しました。また、これをきっかけに、商工会への新規加入もありました。消費喚起の効果は、商品券の使用に伴い、現金を追加して支払った額は8,194万円、合計3億9,350万円の消費額が市外に流出することなく確実に市内店舗で消費されています。今後の実施については、国、県及び近隣団体の動向を見ながら検討します。

若者の政策形成過程への参画について

Q..北本市における若者の投票率は、

A..平成26年12月の衆議院議員総選挙の投票率は57・50%、高かったのは、70歳代76・54%で、最も低かったのは20歳代35・85%です。

Q..若者の投票率向上に向けた取組みは、

A..7月の参議院議員通常選挙において、期日前投票所の投票立会人に、今年成人式を迎えた二十歳の方々にもご協力をいただくことになっていきます。

Q..若者議会を実施してはどうか。

A..本市においてどのような形態で組織化をはかり、活動をしていくことが適しているのかを今後検討したいと考えています。



日高英城議員
(緑風会)

塩漬け公有地などの温床で、時代に取り残されつつある公営の不動産買取機構といえる「北本市土地開発公社」の解散について

Q..現在赤字で経営状態のよい今こそ、解散を検討してはどうか。

A..(市長)市の状況としては、まだ借地公園等の購入の為、当分の間は必要と考えます。土地を買うためには一般会計からの支出が難しい為、土地開発公社を活用しながら今後も当分の間は土地の購入していく。借地公園等の所有者において相続が発生した場合、民間会社に売却するという選択肢が発生します。このようなことを防ぐ為に、「土地開発公社は存続」といった形でご理解をお願いしたいと思います。

児童館について

Q..今年4月に障害者差別解消法が施行され、「合理的配慮」という項目が地方公共団体には遵守義務とされている。児童館という施設が積極的に取り組み、他の施設の指針となる施設と考えるが、この「合理的配慮」に対しどのようにお考えか。

A..障がいのある大人の方あるいはお子さんも、また児童館も福祉部の所管です。議員ご指摘のようにその中にはいろいろな実情もあるかと思えます。そのため障がい者団体・施設の方々とも協議、あるいはご意見をこれから伺いながら、法律の中でも謳われているように、「ともに生きる社会」をどうつくるかということが大きな課題だと考えています。積み重ねになるとは思いますが、そういった施設にするべく、今後も努力していきたいと考えています。

「しみ処理」について

Q..北本市一般廃棄物一時保管所の業務を、開設時より長年にわたリ一社と随意契約されているが、どのような考えからか。

A..この委託業務は年度切り換え等の理由で、遅滞等の業務上のミスが全く許されない事業であることから、引き続き実績のある業者との随意契約委託を考えています。



北原正勝議員
(みらい)

少子高齢化の現状と 課題及び施策について

Q・・2025年問題時点(平成37年)での本市の年齢別の人口予想は。

A・・人口は、6万2千人と見込み、内高齢者(65歳以上)は2万800人で、その比率は33%と予想します。

Q・・少子高齢化が財政に与える影響は。

A・・介護保険事業や後期高齢者医療に係わる経費が増増すると予想します。

Q・・高齢社会の在り方と元氣な高齢者の社会参加支援施策は。

A・・地域包括ケアシステムの構築・実現に加え、高齢期の就労・社会参加支援施策を埼玉県と連携し、引き続き先例事例を研究しつつ進めます。

防災の取り組みについて

Q・・熊本地震から学んだ事は。

A・・減災の考え方と災害発生に備えた危機管理体制の整備の重要性です。

Q・・想定される自然災害リスクと課題は。

A・・リスクは地震・台風・豪雨と

想定します。課題は危機管理事態に対応する体制を常に維持し続けることです。

Q・・防災への備えと今後の取り組みは。

A・・①耐震改修工事への助成等の耐震化促進事業を継続して推進します。

②地域防災計画を見直し、行動計画も順次策定・修正します。

③防災訓練は、実践的な訓練を計画的に実施し、改善点は次に繋がります。

④ハザードマップを「判り易く、見やすい」ように改定いたします。

⑤業務継続計画を策定し、災害時の行政機能を担保するようにします。

⑥自主防災組織は、高齢化となり手不足の課題を抱えますので若手リーダー育成に努めます。

地域の安心・安全について

Q・・石戸下踏切は、以前より危険踏切であり、最近の買い物先の変化

で人・車の交通量が増大し、踏切事故の防止策が必須ですがこの対応は。

A・・石戸下踏切は、このような新たな状況の変化を考慮して、JRと協議を進めていきます。

Q・・圏央道側道の整備状況は。

A・・二ツ家交差点から東側は、平成28年度中に、西側は平成29年度以降に整備されます。



金子真理子議員
(緑風会)

「市民と市長による 意見交換会」について

Q・・毎年実施してほしいとの要望があるが、今後の予定を伺う。

A・・昨年7月に実施しました。相互に意見を交換し合える場として今後も実施したいと考えています。

今後の予定については、8月20日の土曜日に18歳から39歳の若年者を対象とした意見交換会を、また平成29年2月には、新成人を対象とした意見交換会を開催する予定です。また、いろいろな団体の皆さんからお招きをいただいているので、その中でも時間が許せば、皆さんと対話できるような機会を設けているところです。今後はどういった形がいいのか模索しながら、市民の皆さんの声を聞いていきたいと思えます。

Q・・公的に行っていくこと、継続していくこと、ルールを作っていくこと、ルールを作っていくこと、継続していくこと、どれも大事です。

過去のタウンミーティングは要綱がありました。

A・・急いで検討をさせていただきたいと思えます。

「ども食堂」について

Q・・市内に設置するところが出てきた際の市の対応については。

A・・希望する団体から相談があった場合、どのような支援が必要か、まず相談を受けたと考えています。福祉部、教育委員会、あるいは社会福祉協議会等、関係団体との連携や、それら組織の枠を超えて支援のあり方等々についても研究、調査をしたいと考えています。最近、国でもこうした子どもの貧困対策に対しての様々な支援策も報道されていますので、それらの情報提供も含めてご相談にのりたいと考えているところです。

雨水タンクへの助成について

Q・・雨水の利用の推進に関する法律が、2014年5月に施行され、各自治体でも推進していますが北本市では。

A・・費用対効果が重要であり、助成制度は現在調査しているところです。予算等、財政面の必要もありませんので、さらに庁内の調整を進めさせていただければと思います。



滝瀬光一議員
(平成会)

地方創生と地域経済分析システム (RESAS) の活用について

Q.. 地方創生には、客観的なデータに基づき、地域の現状と課題を把握し、将来を予測した上で地域の実情・特性に応じた効率的な政策立案と実行が不可欠です。重要業績評価指標 (KPI) の設定や、毎年度の政策の効果を検証改善するためのPDCAサイクルのツールとなるRESASの活用について。
A.. 現在、本市では企画課で利用しています。今後あらゆる行政分野において、活用していきたいと考えています。

アクティブシニアの社会参加支援について

Q.. 超高齢社会を迎えつつある中、地域の活力を維持増進していくためには、高齢者が能力や経験を発揮しながら、一層活躍できる社会の実現が不可欠です。高齢者が意欲と能力に応じた就労やボランティア活動等社会活動に参加できる出番と居場所の創出等、アクティブシニアの社会参加支援について。

A.. 本市では、県とアクティブシニアの社会参加支援事業補助金に係る協議を行っています。シルバー人材センターへの委託を考慮しており、セミナー等の受講後、就労希望者は、事業等に直接就労、または、シルバー人材センターからの派遣として就労していただくことを考えています。

また、社会参加の支援については、地域で活躍できるような取組みを、社会福祉協議会やコミュニティ協議会、NPO法人等と連携しながら検討します。

避難行動要支援者対策について

Q.. 本市における避難行動要支援者名簿の作成・更新状況について。

A.. 登録することに同意された市民の名簿を昨年3月に作成しました。この名簿に登録された避難行動要支援者の状況は常に変化することから、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、適宜更新することが必要となっています。現在、関係各課との調整会議で、更新作業の進め方の協議を行なっており、適切な更新に取り組みます。その他の質問

- ・ 避難行動要支援者の個別計画の策定状況
- ・ 業務継続計画 (BCP) の策定
- ・ 住宅・建築物耐震改修促進計画の改定と耐震助成制度



岸 昭二議員
(公明党)

介護人材について

Q.. 介護人材確保については、本市にとっても重要と考えるが、その具体策は。

A.. 国の「地域介護・福祉空間整備推進交付金」を財源とした、介護ロボット導入促進事業を予定しています。

これは、介護事業所が介護従事者の負担軽減に資する、日常生活における移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットを導入する場合に、一施設の事業所につき上限92万7千円を補助するもので市内の介護事業所に対して支援していきます。

また9月に開催予定の介護サービス事業所連絡部会で、介護事業所の施設長等労務管理者を対象に、産業カウンセラーを講師に迎えて、メンタルヘルスについての講義を予定しています。

さらに介護事業所には、県の介護人材確保定着促進事業についての周知も予定しています。事業の

うち、介護職員雇用推進事業は、介護未経験者の職場体験及び、介護職員初任者研修受講料の全額を補助するものです。

自治会活動の現状について

Q.. 私たちの生活に健全な自治会の存在は欠かせないが、加入減少の対応策は。

A.. 自治会連合会では、自治会が抱える課題解決に向けた研修会を毎年実施し、昨年度は未加入者、退会者への加入の働きかけ、誰もが参加できる行事、高齢者に配慮した役員免除制度等の取組みの事例発表を行い、実践していただいています。市では、市民課窓口で、転入された人に、自治会加入のリーフレットを、事業者に対しては、開発の事前協議時に、入居予定者に加加入の働きかけをするチラシをお渡ししています。

また、昨年9月28日に、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と自治会連合会、北本市の3者において、自治会への加入促進に関して相互に協力をはかる協定を締結しました。

これにより、自治会活動のPRをはかり、一層連携した自治会加入促進に取り組みるものと考えています。



松島修一議員
(平成会)

デーノタメ遺跡保存計画と
久保特定土地区画整理事業について

Q・・デーノタメ遺跡の現在の調査状況は怎么样了っているのか。

A・・年内に刊行予定の「調査概要報告書」作成のため、出土品の整理分析と集落の構造を明らかにする現地調査を行っています。出土品については、木材の樹種、種や実、花粉等の年代分析をしています。中でもウルシの製品、花粉、木材がセットで発見され、大きな成果がありました。

また遺跡西側の縄文中期の集落跡は、関東最大級と分かりました。これらの成果をもとに文化庁を訪問し、6月には、昨年度に続き3回目の協議をしました。現在は、遺跡東側の縄文後期の集落跡の調査を行い、7月には明治大学の有識者等と第1回目のデーノタメ遺跡調査指導委員会を開催することになっています。

Q・・遺跡の保存に向けた今後の詳しいスケジュールは。

A・・今年度の予定は、「調査概要報告書」を年内刊行するため、出土

品の整理と各種分析を継続し、現地では後期集落の構造を明らかにしていきます。これを受け、文化庁は9月末から10月上旬にかけて、デーノタメ遺跡を視察する予定です。その際史跡指定を想定した指定範囲を検討することになっています。今後の史跡指定にあたっては、遺跡の評価を確定する「総括報告書」の刊行が義務付けられており、教育委員会では、平成30年度にその刊行を目指し、久保区画整理事業等の計画変更の進捗状況を見ながら、国文化審議会に意見書の準備をしていきます。

Q・・保存方法、保存エリアが決まった後、久保特定土地区画整理事務所としてのどのように区画整理を進めていくのか。

A・・現在文化財保護課で、文化庁その他関係機関と調整を行っており、遺跡の保存方法や保存エリアの確定に向けた作業を進めています。久保土地区画整理事業としては、今年度保存エリアの確定に合わせ、換地計画や道路・調整池等の公共施設の配置計画の見直し検討を行います。その検討結果を受け、遺跡の保存と区画整理事業の共存について、関係機関と調整を図り、早期に事業計画を確定するように進めていきます。



黒澤健一議員
(平成会)

第五次北本市
総合振興計画に関する
市政運営について見解を伺う

Q・・第五次北本市総合振興計画関連議案が、誰1人討論することなく、圧倒的な多数で否決されました。議会の責任という観点からも、大変重いものがあります。平成28年度予算案は、議会が可決承認しました。立憲主義の立場から、議案と予算がセットであるのが常道です。市長は、第五次北本市総合振興計画に基づいて予算編成をしたとしており、議案が否決ということは、基本構想、基本計画のない予算です。第五次北本市総合振興計画に関する市政運営について見解を問います。

A・・議員ご指摘のとおり、平成28年度予算については、昨年の12月議会に提案した、第五次北本市総合振興計画案の成立を前提に、編成したものですので、第五次北本市総合振興計画を成立させた上で、平成28年度予算を議決いただくことが望ましかったと思っています。

第五次北本市総合振興計画については、議会として、今後さらなる調査研究及び議論を深める必要があるとして、継続審査とする一方で、平成28年度予算については、市政運営の停滞を懸念し、議決いただいたものと認識していますので、粛々と執行し、市民サービスに影響がないよう努めたいと思っています。

Q・・新駅構想を入れることを議会が議決したのに、なぜ議会の意思を総合振興計画の中に入れなかったのが、いまだにわかりません。その理由について、お尋ねします。

A・・(明確な答弁なし)

Q・・第五次総合振興計画に基づく新規事業が、予算的には可決をされています。第五次総合振興計画そのものは否決されており、これに関連する部分については、どのように財政上考えていくのかについて。

A・・(明確な答弁なし)

Q・・新駅問題と第五次総合振興計画。政治的には同じように、両方とも重要な問題です。新駅るときは、大きな社会問題となりまして、現市長はこの問題に関して、かつては当時の市長に政治責任を求めた。今回は市長の政治責任をどのように考えているのか、お示しください。

A・・(明確な答弁なし)



工藤日出夫議員 (緑風会)

北本市自治基本条例の 順守義務について

Q・・市民と市長及び市長等並びに議会、議員の順守義務についてどのようにとらえているのか市長の見解を求めます。

A・・(市長)この条例は本市におけるまちづくりの最高規範で、北本市の全ての条例・規則・計画等に反映されています。この条例のもとに、市民、議会、行政それぞれが役割を担い、協働してまちづくりを進めることになっていきます。 Q・・この条例の第11条2項に「市長等は、総合計画に基づき市政運営しななければならない」と、市長等に順守の義務を規定しています。3月議会で、第四次の総合計画の期限が切れ、計画のない状態が4月以降の市政運営に支障が出ることになった。しかし、市長が第四次の期間延長をしなかったため、異例であるが、議会が延長しました。市長の義務になっているのに、なぜ延長の提案をされなかったのか。

A・・(市長)条例は「市長等」となっています。市長等とは、市長と議会の事で、議会も含まれると認識しています。

Q・・今の答弁は勘違いしています。「市長等」とは、用語の定義で「市長及び他の執行機関」の事で、議会は含まれていません。第11条2項の規定は、市長の義務規定ではないですか。

A・・(市長)ご指摘のとおりで、訂正しておわびを申し上げます。

Q・・市長に義務を課した重い条項が提案した。その時の、議員同士の議論をどのような思いで聞かれましたか。

A・・(市長)委員長報告を聞きました。原案に対する採決でした。

Q・・部長、市長をサポートしてください。市長の答弁は、6月議会の初日の事です。私が質問したのは3月議会の事です。勘違いです。県に戻った当時の副市長から「議会で提案していただき助かりました」と感謝されました。市長は自治基本条例の順守を強調しながら守り切れていない。改めて条例に正面から向き合い、用語の定義を確認してください。



諏訪善一良議員 (仮称 北本会)

現王園市政が発足し、今議会は現王園市長の一年間の評価が示されたのではないかと理解するものです。議会初日の六月七日には、北本市の未来づくりについて、極めて重要な第五次北本市総合振興計画案が新聞報道にありましたが、過去に例のない全会一致で否決と云う結果が、すなわち現王園市政一年間の評価になったと思います。現王園さんの昨年のパンフレットに、最後は赤字で締めくくりに「副市長に女性を登用します」とありますが、今議会は右往左往しております。

Q・・市長の街づくり姿勢についてハッキリ示されたい(パート2) 住民投票当時にバラ撒かれた、事前チラシと、現王園議員・市長の変節と、責任を問う。新駅そのものに反対なのか何う。新駅の認識と主なメリットは。

A・・「新駅建設そのものを否定しているものではない」「開発利益の活用等調査研究を行うことによりメリットも見えてくる」

Q・・当時、住民投票議案審議の担当委員会では、現王園議員が退席してしまつた結果、住民投票の実施が賛成2名、反対1名となった。最重要局面で賛否を無責任にも退席して、一方で多量に市民に配布していたチラシは、言ってる事と、議会でやっていった事が真逆ではないか。なぜ退席したのか。

A・・思い出していない。今の所お答え出来ません。

その他の質問 ・選挙公約の女性副市長について。 ・庁舎の定礎について。

以下は、議事録又は、ネットで録画配信をご覧下さい。

Advertisement for 'げんさんの心に響くまちづくりニュース' (Gen's Heart-Resonating Community News). It features a photo of Gen and discusses the need for a new station in Kita-Kyoto, mentioning a 72 billion yen construction cost and financial challenges. It also touches on the 'Resident Vote' and the 'New Station Promotion Committee'.

議会基本条例の動き

閉会中の継続審査となっていた北本市議会基本条例の制定については、3回の委員会を開催し、審査しました。

5月20日(金)に開催した第4回は以下の委員間討議を行いました。

◆行政視察(滋賀県大津市及び草津市)の所感を各委員から聴取し、これを今後の議論に活かすことを確認しました。

◆(仮称)北本市議会基本条例の制定形式は、ある程度実績を積み上げたうえで議会基本条例に根拠規定を集約する実績先行型方式とするか、条例をまず制定し、根拠としてそれに沿うように取り組みを行う条例先行型方式とするのかについての討議を行い、制定形式は実績先行型を基本としつつも、さらに討議し、条文化することになりました。

◆(仮称)北本市議会基本条例の目的は、「シンプルでわかり易いものが多い」等の意見を踏まえ、素案を作成し、次回委員会で討議を行うことになりました。

◆基本理念及び基本方針は、「北本市自治基本条例等で既に謳われており、条文の中に盛り込む必要はないのでは」との意見に集約され、議会の役割及び責務や議会の活動原則について、次回委員会で討議を行うことになりました。

6月10日(金)に開催した第5回は以下の委員間討議を行いました。

◆(仮称)北本市議会基本条例の制定目的は、「この条例は、市議会が議会運営等に必要とする基本的な事項を定めることを目的とする」との素案を基に討議し、引き続き討

議を行うことになりました。又、「中学生や高校生をはじめ幅広い世代の市民の声を聞く機会を設ける」ことを検討することになりました。

◆「議会の活動原則」「議員活動の原則」条項は、「議会の役割」「議員の活動原則」の3つの条立てとし、他自治体の議会基本条例を参考に、次回委員会で検討することになりました。

◆(仮称)北本市議会基本条例の前文は、条文に盛り込む内容の審査がある程度進んだ段階で、改めて検討することになりました。

6月17日(金)に開催した第6回の委員会では今後更なる調査研究及び議論が必要であり、引き続き慎重に審査を進めるため、閉会中の継続審査とすることに決定し、6月23日(木)の本会議で承認されました。

編集後記

議会広報委員は、新入1期生の時以来12年ぶりです。この間、議会だよりは、経費削減のため、2色刷りにするなど、試行錯誤してきました。今回の97号から、表紙がカラーとなりました。一人でも多くの市民に読んでいただくには、内容も大切ですが、やはりカラーの表紙の方が目を引いていただけだと思います。今夏の参議院選挙から、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。北本市の将来を担う多くの若者たちにも、市政に興味を持っていただければと期待します。今後は、若者にも読んでいただける、議会だよりを作成できたらいいと思います。

(島)

議会広報委員

委員長	湯沢美恵
副委員長	北原正勝
委員	日高英城
委員	松島修一
委員	島野和夫